

長野県への移住をお考えの保育士のみなさま！

保育士

移住支援金のご案内

県外から長野県内に移住し、県内の保育所等に就業するなどの一定の要件を満たす場合に、勤務先施設の所在する市町村から移住支援金を最大60万円支給します。

1人あたり 最大
60万円 ※1

※1 移住先市町村により異なります

○おもな要件(下記以外にも要件があります)

移住等に関する要件

- 令和8年度以降に県内の保育所等に就業された方で、就業日初日の前後6か月以内に勤務先の市町村に移住した方（住民票の異動を伴うもの）

就業に関する要件

- 移住後、3年以上※1保育士として移住先市町村に所在する保育所等に勤務すること
- 転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新たに雇用されること

詳しくは下記の実施市村にご相談ください!! ※2

市町村名	担当課	連絡先
伊那市	こども部こども政策課	0265-78-4111（内線2325）
駒ヶ根市	教育委員会 子ども課	0265-83-2111（内線716）
松本市	こども若者部保育課	0263-34-3000（内線2249）
塩尻市	こども教育部保育課	0263-52-0844(直通)
白馬村	教育委員会子育て支援課	0261-85-8101（直通）
千曲市	教育委員会保育課	026-273-1111（内線1243）
佐久市	福祉部こども政策課	0267-62-3149（直通）

【制度に関する問合せ先】

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2

長野県 県民文化部 こども若者局 こども・家庭課

☎ 026-235-7098 ✉ hoiku@pref.nagano.lg.jp

※2 R7.10時点 実施市町村

🕒 月曜日～金曜日 8:30～17:15